

平成27年10月1日

税理士 松丸会計事務所

\*経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

## 災害等にあったとき・・・税制面での軽減措置

先日大雨による大規模な災害がありました。被災された方にはお見舞い申し上げます。  
税制では、万が一災害等により損害を受けた場合には、下記のような軽減措置を設けています。

## 【1】申告などの期限の延長

災害等の理由により申告・納付などをその期限までにできないときは、その理由のやんだ日から2か月以内の範囲でその期限が延長されます。この延長には、①国税庁長官が地域と期日を指定する「地域指定」と②所轄税務署長に期限の延長を申請し、承認を受ける「個別指定」があります。

## 【2】所得税の全部または一部の軽減

災害により損害を受けたときは、確定申告で①所得税法の「**雑損控除**」②「**災害減免法の税金の軽減免除**」のどちらか有利な方法を選ぶことにより、所得税の全部または一部を軽減できます。

	① 雑損控除 (所得税法)	② 災害減免法
発生原因	災害・盗難・横領	災害のみ
対象資産	生活に通常必要な資産	住宅・家財(時価の1/2以上損害が条件)
控除額又は軽減額	次のいずれか多い額 ・ 損害額※－所得金額×10% ・ 損害額※のうち災害関連支出の金額－5万円 ※損害額＝損害金額－保険金 災害関連支出とは災害により滅失した住宅・家財の除去のための費用です	その年の所得金額により減免の金額が異なります 500万以下・・・全額減免 500万～750万・・・1/2減免 750万～1000万・・・1/4減免 その年の所得金額が1000万以下の方に限ります
その他	その年の所得から控除しきれない金額は翌年以後3年間の所得から控除できる	減免を受けた年の翌年以降は、減免は受けられません。

## 【3】納税の猶予

災害等により財産の相当の損失を受けた場合は、災害のやんだ日から2か月以内に所轄税務署長に申請することにより、次のような納税の猶予が受けられます

- ・ 損失を受けた日に納期限が到来していない国税  
損失を受けた日以後1年以内に納付すべき国税…(猶予期間) 納期限から1年以内
- ・ 既に納期限が到来している国税  
一時に納付することが困難と認められる国税…(猶予期間) 原則として1年以内